

# 多々良沼公園の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和7年6月

## 1 基本的事項

### (1) 施設の概要

所在地	館林市松沼町外地内
設置年月日	平成20年10月
敷地面積	98.0ha
主な施設・建物	ボランティアセンター(226.91㎡)、広場(8,850㎡)、池(3,531㎡)、園路(沼一周5,670m)、トイレ4棟、駐車場8箇所170台

### (2) 施設の設置目的

貴重な生態系を残す多々良沼周囲の自然豊かな環境の中で、県民が自然との共生を目指し、子どもから大人まで幅広い世代が参加できる環境保全活動・環境学習の拠点の役割を担う公園として設置している。

### (3) 指定管理者制度活用の目的

多々良沼公園は、県民が自然との共生を目指していくための総合公園であり、県内外から多くの利用者が訪れるなど、環境保全活動における県内随一の拠点機能を有する公園であることから県が設置している。

指定管理者制度の活用により、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することで、管理運営経費の削減を図りながら、施設の効用が最大限発揮されるなど、県民サービスの向上に資することが期待される。

### (4) 指定の期間(予定)

5年間(令和8年4月～令和13年3月)

### (5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用<sup>注)</sup>する。

注) 施設管理費用に対し、利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限(予定)として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

### (6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額(予定)

5年間の総額 193,180千円

8年度	38,636千円
9年度	38,636千円
10年度	38,636千円
11年度	38,636千円
12年度	38,636千円

## (7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民のレクリエーションに関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。
- エ 本公園は、館林市管理区域の彫刻の小径や、県立館林美術館などが隣接しており、美術作品に触れる機会が多いことを踏まえ、当該施設や関連団体との連携を図り、本公園の魅力・価値向上に努める。

## (8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

### ア 業務内容

- (ア) 公園施設の維持管理に関する業務
- (イ) 公園施設の使用の受付及び案内に関する業務
- (ウ) 群馬県立公園条例第21条の3に規定する指定管理者が行う管理の業務
- (エ) 群馬県立公園条例第21条の4に規定する指定管理者が行う収受の業務
- (オ) 自主事業（指定管理者が自ら企画・立案する事業であって、多々良沼公園の設置目的の範囲内で行う事業）

### イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

### ウ 成果目標

利用者数 53万人

その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

## 2 募集及び候補者選定等に関する事項（案）

### (1) 募集の方法

公募とする。

### (2) 審査の方法及び選定基準等

#### ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

#### イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、公園・造園分野に関する有識者、施設利用代表者から8名を選任した。

#### ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

#### エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

### 3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和7年	6月
選定委員会の設置		6月
募集期間		7月～ 8月
審査の実施		9月～ 11月
候補者の選定（候補者としての適否判断）		11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）		11月～ 12月
指定、協定の締結、引継	令和8年	1月～ 3月
指定管理期間開始		4月

#### 4 (参考) 現在の管理状況

##### (1) 施設の管理者

J A 邑楽館林千代田町緑化組合

##### (2) 施設管理経費の実績 (指定管理業務担当部分)

令和5年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	32,000	人件費	8,005
利用料収入	150	維持管理費	21,811
その他	315	その他	2,649
収入合計	32,465	支出合計	32,465

##### (3) 施設利用の実績

令和5年度実績 利用者数 503,360人